

国土交通大臣  
北 側 一 雄 殿

## 専門分野別の建築士制度の導入についての再提言

社団法人 空気調和・衛生工学会  
社団法人 建築設備技術者協会  
社団法人 電気設備学会  
社団法人 日本空調衛生工事業協会  
社団法人 日本設備設計事務所協会  
社団法人 日本電設工業協会

建築物が複雑化・高度化している現在、建物の設計は、建築、構造、設備などの専門家によって、使用者（建築主・発注者）のニーズをはじめ建物に要求される多種多様な条件が検討され、相反する条件等が整理され、専門設計者間の十分な調整の下での共同作業として行われている。このようなプロセスの結果、使用者にとり、また社会にとって価値ある建物が提供される。特に近來、設備耐震、防火、セキュリティ、情報通信、快適、空気質（シックビル）、省エネルギー、CO<sub>2</sub>排出量の削減、ヒートアイランド対策等々、設備の専門設計者の役割は増大している。また、国土交通省が推進しているCASBEEにおいても、評価項目の多くが、環境・設備に関わるものである。

このように社会のニーズに応え得る価値ある建築物を生み出すためには、建築物建設の初期段階（企画、基本設計段階）より設備設計者が設計チームの一員として活躍（参画）することが要求されている。

このような実情を踏まえた上で、社会に責任をもって、良質の建築物を提供するためには、一定規模以上の建築や高度の機能を必要とする建築の設計及び工事監理は、その権限と責任が法的に位置づけられた専門分野別建築士により行われ、また、そのことが使用者等に明示されることが必要である。このことから、先般、建築関連11団体の総意として、平成18年5月29日に「建築設計資格制度の改善に関する提言」をまとめ国土交通大臣に提言したところである。

平成18年5月31日開催の社会資本整備審議会建築分科会第7回基本制度部会においては、建築関係8団体に対するヒヤリングをベースとした「建築士制度の見直しに向けた論点」の「1．専門分野別の建築士制度の導入について」の中で、業務の切り分けや、統括機能及び責任範囲などが議論されている。この論点は、社会に責任をもって、良質の建築物を提供するという技術者の役割と責任に大きく関わるものであり、建築設備関連六団体は再度「建築士制度の見直しに向けた論点」の「1．専門分野別の建築士制度の導入について」に対する見解を示す。

## 1. 設計業務の建築、構造、設備の切り分け

専門建築士が制定された場合の、業務の切り分けの可否については、現在既に日常の設計業務が建築、構造、設備等に切り分けられ、それぞれの分野の専門家により遂行されていることから、当然、切り分けは可能であると考えらる。

現状の建築士制度を改め、専門資格を定め、責任の所在を明確にし、社会の信頼にこたえることこそが緊急の課題である。

## 2. 設備専門分野の資格者の役割

「建築士制度の見直しに向けた論点」においては、設備専門分野の資格者の役割を負荷計算や設備詳細図の作成だけのように考えているかに読み取れるが、これは設備設計者の現行の役割のごく一部のみをとらえたものである。設備設計者は、実態として、企画・基本設計段階で重要な検討事項となる設備システム計画や省エネルギー計画、地球環境配慮計画等の建築計画、構造計画に大きな影響を及ぼす業務を行っており、基本計画、実施設計、監理の全ての段階において、設備専門分野における権限と責任を負うことが必要と考える。

## 3. 設計の統括・調整役

一方、専門建築士が権限と責任を持って業務を遂行する場合は、設計の統括・調整役が必要になるとのご指摘は、業務実態と照らし妥当なものと受け止めるが、設備のみの改修工事や設備のウエートの高い先端生産施設・研究施設やコンピュータ施設などもあることから、この役割は資格で規定するものでなく、設計対象物の機能や契約（発注者の意向）により決定されるべきものである。

## 4. 既建築設備士の位置づけ

「建築設計資格制度の改善に関する提言」の中で、設備の専門資格を付与される、“一定の基準を満たす既建築士及び既建築設備士”とは、既建築士及び既建築設備士で5年以上の専門分野の実務実績を持ち、且つ継続的能力開発（CPD）を行っている者と考えている。

現行の建築設備士の試験は、建築設備に関する問題ばかりでなく、建築全般に関する問題が出題されている。機械・電気を大学で学んだ者でも、建築全般に関する必要最低限の基礎知識を持っていることが合格の条件であり、かつ、建築士法の中に建築設備士が位置づけられていることから考えても、設備専門資格者を制度化する場合には、既建築設備士合格者を優先的に考えるべきである。

## 5. 設備専門資格に係る特定の建築物とは

「建築設計資格制度の改善に関する提言」の中で、現行の建築士の有する権限を制限する特定建築物とは、

- 1) 建築士法第20条第4項で定義する大規模の建築物
- 2) 省エネルギー計画書の届出が必要な建築物
- 3) 特殊な設備機能を要する建築物（特定行政庁が指定する定期報告を必要とする不特定多数の人が利用する特殊建築物、および高度な設備機能を有する研究施設、データセンター、ハイテク工場等）

のいずれかに該当する建築物をいう。